

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 規 則</p> <p>○長崎県財務規則の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>会 計 課</p>
<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更 ・道路の供用開始（2件） ・一般競争入札の参加者の資格等 	<p>道 路 維 持 課</p> <p>〃</p> <p>警 察 本 部 会 計 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者等 ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 ・土地改良区の役員の就退任 ・土地改良区の定款変更の認可 ・測量の終了（8件） ・一般競争入札の実施 	<p>地 域 環 境 課</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p>警 察 本 部 会 計 課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員等に対する検定の実施 	<p>生 活 安 全 企 画 課</p>

規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第22号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）	
かい名	職名	かい名	職名
略		略	
長崎図書館	<u>総務課長</u>	長崎図書館	総務課において総務を担当する係長
別表第5（第7条関係）		別表第5（第7条関係）	
課・かい等名	職名等	課・かい等名	職名等
略		略	
長崎図書館	<u>総務課長</u> 郷土課長	長崎図書館	総務課において総務を担当する係長 郷

	土課長
--	-----

様式第33号を次のように改める。
 様式第33号（第65条関係）

（表 面）

県 公 金 送 金 通 知 書

支払場所	
支払金の 内 容	

送 金 通 知 日	
送 金 通 知 番 号	
整 理 番 号	
送 金 元 銀 行	
取 扱 所 属	

受 取 人	
-------------	--

金 額	
-----	--

上記の金額を指定の支払場所でお受け取り
 ください。（領収証裏面）

印

（裏 面）

領 収 書	
表記の金額を領 収しました。	営業に関するもので 50,000円以上は所定 の収入印紙を貼用し 消印を要します
年 月 日	
住所	
氏名	㊟

注 意 事 項

1. 受取人は領収証欄に領収の年月日及び住所、氏名を記入し、印鑑を押してください。なお、請求書を提出されている場合は、その請求書に押したものと同一の印鑑を使用してください。
2. 本人以外には、お支払いいたしません。代理人に受領させようとするときは、委任状欄に記入するか、又は別に委任状を差し出してください。
3. この通知書の発行の日付から1年を過ぎたときは、支払をいたしません。
4. 本書を亡失したときは、直ちにその旨を支払銀行に届け出て未払証明書を受けとり支払請求の手続きをしてください。

委 任 状	
上記の金額の受取方を に委任しました。	
年 月 日	
住所	
氏名	㊟

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 唐崎岬線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番1地先から 対馬市豊玉町唐洲字唐洲738番3地先まで	前	4.0~5.7	31.9	
	後	4.3~8.5	33.4	

長崎県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 唐崎岬線	対馬市豊玉町唐洲字唐洲57番1地先から 対馬市豊玉町唐洲字唐洲738番3地先まで	令和6年4月23日

長崎県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町奈摩郷字越首1071番1地先から 南松浦郡新上五島町奈摩郷字越首1074番4地先まで	令和6年4月23日

長崎県告示287号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

新文書管理システムの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和6年5月13日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日とする）を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)の(3)から(5)まで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和8年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 特定役務の名称

環境放射線テレメータシステム及び測定機器類の運用保守・点検業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県県民生活環境部地域環境課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2356（直通）

3 契約方法

随意契約

4 落札決定日

令和6年3月19日（火）

5 落札者

(所在地) 東京都新宿区西新宿3-20-2

(事業者名) エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社

代表取締役社長 伊東 匡

6 落札価格

31,400,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

7 随意契約の理由

環境放射線テレメータシステムは、原子力の緊急時に備えて県民の安全を確保するために、平常時から止めることができないシステムであり、放射線監視機能を常に良好な状態に維持する必要があるため、当該システムや構成機器の保守点検業務を委託するものである。これらの業務は、現行システムにおける構成機器の構造や仕様を踏まえ、運用保守・点検を実施する必要がある。このため、この業務を行えるのは、現行システムの設計・構築を実施し、運用保守・点検業務を実施するエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社に特定される。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県壱岐市石田町池田東触984番地4

平田 清一

長崎県壱岐市石田町久喜触374番地

野元 俊

(2) 加入区

石田町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

石田町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県壱岐市石田町印通寺浦176番地

石田町漁業協同組合

土地改良区の役員就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、守山土地改良区から次のとおり役員就退任の届出があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

就任役員 理 事		退任役員 理 事	
氏名	住所	氏名	住所
田中 富義	雲仙市吾妻町本村名822番地	田中 富義	雲仙市吾妻町本村名822番地
横田 晴喜	雲仙市吾妻町大木場名372番地	横田 晴喜	雲仙市吾妻町大木場名372番地

元 村 和 仁	雲仙市吾妻町木場名482番地	尾 崎 行 雄	雲仙市吾妻町本村名465番地第1
村 山 安 重	雲仙市吾妻町平江名199番地	元 村 和 仁	雲仙市吾妻町木場名482番地
月 元 正 人	雲仙市吾妻町古城名35番地	森 田 久 義	雲仙市吾妻町古城名160番地第2
田 中 智恵美	雲仙市吾妻町古城名228番地	西 本 志 治	雲仙市吾妻町平江名928番地第2
		田 原 正 臣	雲仙市吾妻町田之平名545番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
田 中 章 貴	雲仙市吾妻町本村名415番地	田 中 章 貴	雲仙市吾妻町本村名415番地
田 中 信 介	雲仙市吾妻町田之平名370番地	白 山 武 志	雲仙市吾妻町古城名521番地
山 本 香 織	雲仙市吾妻町本村名737番地	田 中 信 介	雲仙市吾妻町田之平名370番地
		松 尾 秀 喜	雲仙市愛野町甲3989番地2

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和6年3月14日総代会議決）を認可した。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 守山土地改良区
認可年月日 令和6年4月12日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市、諫早市、長与町、時津町の一部	令和6年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和6年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
松浦市	令和6年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡川棚町、南松浦郡新上五島町	令和6年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 滑石2丁目 西彼杵郡 時津町 元村郷、野田郷	令和6年2月16日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 緑が丘町	令和6年3月25日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、壱岐振興局

長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
壱岐市郷ノ浦町	令和6年3月29日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長から公共測量（都市計画図作成業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市	令和6年3月31日

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

新文書管理システム 1式

※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部警務部情報管理課

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時

- 期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札期日現在で有している者であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県出納局物品管理室
（電話）095-895-2884
（提出期限）令和6年5月13日（月）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
（住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
（名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
（電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
（期 間）この公告の日から令和6年5月30日（木）までの間（県の休日を除く。）
（場 所）4の部局等とする。
（その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
（場所）長崎県警察本部3階入札室
（期日）令和6年6月6日（木）13時30分開始
開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
（受領期限）令和6年6月5日（水）17時00分必着
（提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
（その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Document Management System 1 formula
- (2) lease period:
January 1, 2025 through December 31, 2029
- (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters Police Affairs Department Information Management Division
- (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. June 5, 2024

- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. June 6, 2024
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月23日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別及び区分ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 空港保安警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和6年8月7日（水）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和6年8月29日（木）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務2級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和6年8月7日（水）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和6年8月30日（金）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各区分とも5人

3 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

㍑ 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (カ) 空港に関すること。
- (ク) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (ケ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物等検査に関すること。
- (カ) 空港に関すること。
- (ク) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和6年5月7日（火）から同月17日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から午後4時まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当

該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地进行を疎明する書面 1通

(エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書など)

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面

(オ) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

イ 空港保安警備業務2級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地进行を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地进行を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地进行を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地进行を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地进行を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地进行を疎明する書面 1通

(エ) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

各区分とも16,000円

(2) 納付方法

検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

7 合格発表

各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 その他

(1) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

(2) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参(各受検者への貸与ロッカー有り。)すること。

(3) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係(電話 095-820-0110 内線3186)

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト